

農山漁村未来創造事業実施要領

第1 趣旨

本県では県土の8割を中山間地域が占め、家族経営を主とする多数の小規模経営体が地域の実情に応じた多様で特色のある営みにより農林水産業を支えており、広域経済連携が進展する中、地域農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出に向けた取組を一層進める必要がある。そこで、地域が主体となって未来の姿を描き、様々な課題を解決するために行う「徳島ならではの」モデルとなる取組を支援する。

第2 事業の種類及び補助

この要領に基づいて実施する事業は、企画提案型、政策推進型、農地集積加速型、防疫対応型及び特認型とし、事業内容、実施基準、事業実施主体、補助率等は別表に定めるとおりとし、知事は、原則として国や県の他の補助対象とならないものを地域の実情に即して審査の上、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、事業実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。

1 企画提案型

地域農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出のため、地域の実情に応じて様々な課題を解決するために行う地域が主体となる発想・提案に基づいた取組

2 政策推進型

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に掲げた本県農林水産業の目指す将来像である「もうかる農林水産業」を実現するため、計画の基本戦略に位置付けられた取組や企画提案型の成功事例の横展開を図る取組

3 農地集積加速型

地域ぐるみで農地利用の効率化を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進する取組

4 防疫対応型

地域畜産業の経営及びブランドを守るため、家畜伝染病の予防又はまん延防止に対応する緊急的な取組

5 特認型

緊急かつやむを得ないものであって、この事業の趣旨に適合し、知事が特に必要と認める取組

第3 事業実施期間

1 企画提案型の実施期間は3か年以内とし、その他の事業の実施期間は1か年以内とする。

2 実施期間の計算は、事業計画の承認を受けた年度の3月末をもって最初の1年間が経過したものとみなし、その後、年度単位で計算するものとする。

第4 事業計画の提出

1 事業実施主体は、事業計画書を、事業受益の及ぶ範囲を所管する市町村長（事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。以下同じ。）を経由して知事に提出するものとする。ただし、複数の、東部農林水産局又は総合県民局の範囲を対象とする等、広域的な取組を行う場合にあっては、事業計画書を知事へ提出することができるものとする。

2 事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、事業実施主体は、主たる市町村長以外の関係する市町村長に当該事業計画書の写しを提出するものとする。

3 1により提出を受けた市町村長は、必要な指導及び調整を行い、知事に提出するものとする。

4 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、事業計画書を知事に提出するものとする。

第5 事業計画の承認等

1 知事は、市町村長又は事業実施主体から事業計画書の提出を受けたときは、別に定める評価委員会を開催し、委員の評価に基づき、予算の範囲内において事業計画を承認するものとする。この場合において、知事は評価委員会に先立ち、関係する市町村長などから意見を聴取することができるものとする。

なお、企画提案型を除く事業にあっては、知事は提出された事業計画書を検討し、適当と認めるときは評価委員会を経ずに事業計画を承認するものとする。

2 知事は、1により事業計画を承認したときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

3 2により事業計画の承認を受けた事業実施主体は、徳島県農林水産政策関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する当該年度の補助金交付申請書を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

なお、事業計画の一部の承認を受けた事業実施主体は、事業計画書を修正し、交付要綱第3条に規定する当該年度の補助金交付申請書に添えて提出するものとする。

第6 事業計画の変更

1 事業計画の重要な変更は、交付要綱別表1の「事業の内容の変更」の1～3，5に掲げる事項とし、事業実施主体は、変更事業計画書を市町村長を経由して提出し、事前に知事の承認を得なければならない。ただし、企画提案型を除く事業にあっては、交付要綱第6条の規定による補助事業変更（中止，廃止）承認申請をもって代えることができるものとする。

2 1の承認の手続については第5に準じるものとし、知事は提出された変更事業計画書を検討し、適当と認めるときは評価委員会を経ずに承認できるものとする。

第7 報告及び評価

1 事業実施主体は、当該事業計画に定めた成果目標の達成状況について、事業実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、達成状況報告書（以下「報告書」という。）を、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、事業実施期間終了後において、目標年度を前倒して成果目標を達成した場合には、この限りではない。

なお、事業実施主体が広域的な取組を行う場合にあっては、報告書を知事へ提出しなければならない。

また、防疫対応型と、特認型の一部にあっては、交付要綱第8条に基づく実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

2 事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、事業実施主体は、主たる市町村長以外の関係する市町村長に報告書の写しを提出するものとする。

3 市町村長は、1により報告を受けた場合には、その内容について点検し、意見を付して知事に報告書を提出するものとする。

なお、この点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が目標年度に達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、毎年度、報告書に加えて改善計画書を知事に提出させるものとする。ただし、本事業により整備した施設等の処分制限期間を経過した場合には、この限りではない。

4 知事は、1により報告を受けた場合には、徳島県農林水産関係事業適正化委員会の委員の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な事業の執

行及び補助対象事業の採択結果に反映させるものとする。

- 5 知事は、成果目標が未達成の事業実施主体に対して、必要な調査を行い、適切な指導を行うものとする。
- 6 事業実施主体は、やむを得ない理由により成果目標を変更する場合には、報告書の提出手続に準じて、成果目標変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、6により変更承認申請された内容が適当であると認める場合には、第5の1の手続に準じて承認し、事業実施主体に通知するものとする。

第8 指導体制の整備と効率的な推進

知事及び市町村長は、この事業の趣旨に鑑み、総合的な指導体制を整備し、関係機関の協力のもとに事業の的確かつ効率的な推進に努めるものとする。

第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 とくしま明日の農林水産業づくり事業実施要領（平成17年4月1日）については、平成28年度に限り、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月16日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第7の規定については、この改正後の要領を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2関係)

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
企画提案型	1 ハード事業	<p>地域農林水産業の課題解決に資する農林水産業用機械・施設等の導入整備を助成する。</p> <p>1 農林水産業用機械・施設等の導入整備(改修を含む)費</p> <p>2 簡易な土地基盤整備費</p> <p>3 農林漁家民宿の改修・整備費</p> <p>4 障がい者又は外国人材の円滑な受入れのための安全研修や地域交流等を実施する施設の改修・整備費</p> <p>5 その他地域農林水産業の課題解決に必要と知事が認めるもの</p>	市町村, 農林漁業者等の組織する団体, 農業以外の業を営む法人で新たに営農を開始する法人, 認定農業者や人・農地プラン等に位置付けられる中心経営体, 認定林業事業体, 登録林業事業体, 漁業士, その他知事が認める団体	<p>a 次に掲げるものに該当するものであること。</p> <p>① 地域農林水産業の課題解決に資する機械・施設等の整備であること。</p> <p>② 受益戸数が原則として3戸以上であること。ただし, 地域内に3戸以上の受益が見込めない地域であって, かつ市町村長が推薦する中心経営体(認定農業者や人・農地プラン等に位置づけられる地域の中心となる経営体をいう。)などについてはこの限りでない。</p> <p>b 園地の造成, 園内作業道等の簡易な土地基盤整備については, 「県単土地改良事業実施要綱(昭和59年4月1日施行)」第3条別表に掲げる事業に適合しない事業であること。</p> <p>c 農林漁家民宿の改修・整備については, 「とくしま農林漁家民宿」の確認等を受けたものであること。</p> <p>d 障がい者の受入れについては, 事業実施主体が雇用契約を締結又は障がい福祉サービス事業所等と請負契約を締結すること。また, 障がい者は, 労働保険(労災保険及び雇用保険)等に加入している者であること。</p> <p>e 外国人材は「技能実習」や「特定技能1号」等の農業従事が認められる在留資格を有しており, 雇用契約又は派遣契約を締結し, 労働保険(労災保険、雇用保険)に加入している者であること。</p> <p>f その他の実施基準等については知事が別に定める。</p>	<p>1 ハード事業</p> <p>1/2以内。ただし, 規模拡大や経営転換のための高能力乳牛や和牛繁殖牛の導入整備については, 1頭あたり3万円以内又は当該経費の1/2以内のいずれか低い額</p>
	2 ソフト事業	原則として, 1で導入する機械・施設等の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な計画策定等に係る会議開催費用や技術実証に必要な経費等を助成する。		<p>a 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって, かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費を対象とする。</p>	<p>2 ソフト事業</p> <p>定額(10/10以内)</p>

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
政策推進型	1 担い手育成タイプ	<p>農林水産業の担い手の育成・確保のために既に就業支援研修を実施している又は実施できる体制が整っている者が研修を実施するために必要となる機械・施設等の導入整備を助成する。</p> <p>「農林水産業の担い手育成・確保」に繋がる農林水産業への就業支援研修に必要な機械・施設等の導入整備(改修を含む)費</p>	市町村、農林漁業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	<p>原則として「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」をはじめとする県や市町村等が定める基本方針に沿った取組であって、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 事業実施主体等において研修計画等が策定されている又は策定されることが確実であること。</p> <p>b 受益戸数が3戸以上であること。</p> <p>c 県、市町村、農業協同組合等の主体的な指導のもとに実施する取組であり、地域ぐるみで新規就業希望者を地域農林水産業の担い手として育成する体制が整備されていること。</p> <p>d 成果目標として年間3人以上の研修生を受け入れることを設定しており、当該目標の実現が見込まれること。</p> <p>e 研修対象者は当該地域において相続等により将来取得可能な農林水産業施設を持たない者であって、研修終了後において新たに経営を開始し、将来にわたり本県農林水産業の担い手となる意欲を有する者であること。</p> <p>f 導入する機械・施設等の規模・能力は研修を実施するにあたり必要最低限のものであること。</p>	3/10以内
	2 産地強化タイプ	<p>産地の維持・回復、拡大及び再編、作業の省力化、作柄安定又は新規就業者の経営充実等に必要な機械・施設等の導入整備やその推進に係る経費を助成する。</p> <p>1. 「産地強化」に繋がる農林水産業用機械・施設等の導入整備(改修を含む)費</p> <p>2. 「産地強化」に繋がる農林水産業の推進に係る経費</p>		<p>原則として「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」をはじめとする県や市町村等が定める基本方針に沿った取組であって、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 地域農林水産業の担い手として位置付けされ、事業の継続性が強いと認められる事業実施主体であること。</p> <p>b 受益戸数が3戸以上であること。</p> <p>c 今後の地域における農林水産業振興のモデルとなる取組であること。</p> <p>d 原則として、収益性の向上等の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標のいずれかの達成が見込まれること。</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <p>② 販売額の10%以上の増加</p> <p>③ 新たな流通ルートへの仕向け割合が10%以上の増加</p>	3/10以内。 ただし、規模拡大や経営転換のための高能力乳牛や和牛繁殖牛の導入整備については、1頭あたり3万円以内又は当該経費の3/10以内のいずれか低い額

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
農地集積加速型	1 農地集積促進協力金	担い手への農地集積を促進するため、農地を貸し出した「出し手」に交付する協力金を助成する。	公益財団法人徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）	次の要件をすべて満たすこと。 a 別に定める指定期間内に、農地中間管理機構と5年以上・合計30a以上の農地賃貸借契約（再契約は含めない）を新たに締結した出し手であること。ただし、山間農業地域においては、合計10a以上でも可とする。 b 国の経営転換協力金交付事業の補助対象とならないこと。 c 出し手への交付額は、農地中間管理機構へ新たに貸し出した農地10aあたり1万円以内であること。	定額（10／10以内）
	2 条件不利農地借受支援事業	担い手への農地集積を促進するため、中山間地域等の条件不利な農地を借り受けた「受け手」に対し交付する奨励金を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 別に定める指定期間内に、農地中間管理機構と5年以上の農地賃貸借契約（再契約は含めない）を新たに締結した受け手であること。 b 中山間地域に該当し、1区画が10a未満の狭小な農地であること	定額（10／10以内）
	3 経営拡大支援事業	農地集積による担い手の経営発展を促進するため、「受け手」の農業用機械等の導入整備に対し交付する交付金を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 農地中間管理機構から農地を別に定める期限毎に定める面積を借り受けている又は確実に見込まれる受け手であること。 b 「実質化された人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられている又は確実に見込まれる受け手であること。 c 受け手への交付額は、1経営体あたり、別に定める交付率及び上限額以内であること。	定額（10／10以内）
	4 お試しほ場活用促進事業	農地中間管理機構が中間保有している農地の有効活用を促進するため、新規就農者や就労支援施設等による「お試しほ場」としての活用のために必要となる経費を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 農地中間管理機構が農地を借り受けてから1ヶ月以上中間保有をしている農地又は受け手との合意解約等により中間保有をしている農地 b 農業支援センターやJA等の協力により技術指導等の体制が整っていること。	定額（10／10以内）

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
防疫対応型	1 防疫対応事業	家畜伝染病の予防又はまん延防止のため、緊急の防疫対応事業に対して助成する。	市町村、農林漁業者、農林漁業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	次の要件をすべて満たすこと。 a 県内で家畜伝染病が発生又は発生するリスクが高いと認められること。 b 国の防疫対策に関する緊急支援事業が適用される場合は、国の助成を受けること。 c 原則として、県助成額の2分の1相当額以上を市町村が負担すること。 d 原則として、受益戸数が3戸以上であること。	事業経費の3/10又は国の助成額の1/2のいずれか低い額以内。
特認型	1 特認事業	緊急かつやむを得ないものであって、この事業の趣旨に適合し、知事が特に必要と認める事業に対して助成する。	市町村、農林漁業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	次の要件をすべて満たすこと。 a 原則として、県助成額の2分の1相当額以上を市町村が負担すること。 b 受益戸数が3戸以上であること。	3/10以内